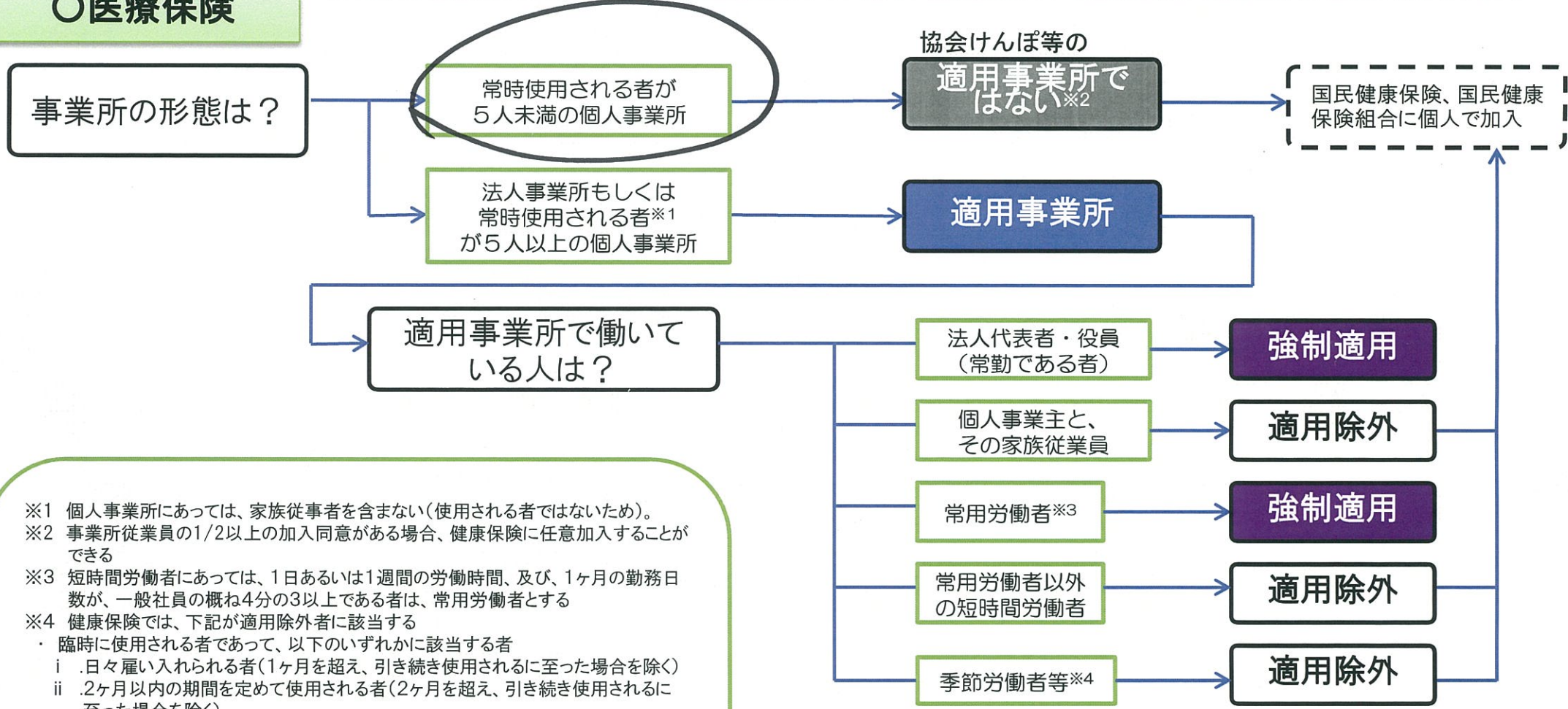


(参考 I - 2 - 3) 社会保険の適用関係について②

○医療保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



- ※1 個人事業所にあつては、家族従事者を含まない(使用される者ではないため)。
- ※2 事業所従業員1/2以上の加入同意がある場合、健康保険に任意加入することができる
- ※3 短時間労働者にあつては、1日あるいは1週間の労働時間、及び、1ヶ月の勤務日数が、一般社員の概ね4分の3以上である者は、常用労働者とする
- ※4 健康保険では、下記が適用除外者に該当する
 - ・ 臨時に使用される者であつて、以下のいずれかに該当する者
 - i . 日々雇入れられる者(1ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
 - ii . 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(2ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
 - ・ 事業所又は事務所で所在地が一定しない者に使用される者
 - ・ 季節的業務に使用される者(継続して4ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
 - ・ 臨時的業務の事業所に使用される者(継続して6ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
 - ・ 国民健康保険組合の事業所に使用される者
 - ・ 後期高齢者医療の被保険者となる者
 - ・ 厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者(健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。) 等

- ・ 適用事業所に使用されるが適用除外となる者で、一定の条件を満たす者は、健康保険の日雇特例被保険者となります。
- ・ 強制適用となる者は、協会けんぽ、健康保険組合等の被保険者となります。
- ・ 強制適用となる者であっても、厚生労働大臣の承認を受けた場合は、健康保険の被保険者ではなく、国民健康保険組合の被保険者となることがあります。
- ・ 生活保護を受給している者は国民健康保険の適用除外となります。